

大分県報

令和二年
第一三六号
九月一日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（六件）	四
保安林の皆伐面積の限度の公表	八
指定漁船調書の縦覧	九
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	九
こいの持ち出し制限の範囲	九
公有水面埋立工事のしゅん功認可	九
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正	一〇
指定道路の廃止	一一
大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領	一一
選挙管理委員会告示	一一
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	一七
情報公開条例運用状況	一七
個人情報保護条例運用状況	一九
令和二年度後期技能検定の実施	二一
県営土地改良事業の工事の完了	二四
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示	二五

告示

大分県告示第四百九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

別府市大字南立石六百六十五番地の一

株式会社関屋トラスト

代表取締役 林 太郎

2 特定事業場の所在地及び名称

別府市大字南立石六百六十五番地の一

ガレリア御堂原

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十六号の三

イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設及びハ 入浴施設

4 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法及び排水の汚染状態

5 汚水等の処理の方法

令和二年九月一日

大分県報（告示）

一

大分県告示第四百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン光吉店

大分市大字光吉八百二十五番地の一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ファースト信託株式会社

代表取締役 畑 山 邦 雄

大阪府大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 岡 澤 正 章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外四者

変更後 イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外一者

4 変更の年月日

平成二十八年八月二十一日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月一日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高城ショッピングセンター

大分市高城西三百七十六 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ファースト信託株式会社

代表取締役 畑 山 邦 雄

大阪府大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 山 口 聡 一

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外十八者

変更後 イオン九州株式会社

代表取締役 柴田 祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外十三者

4 変更の年月日

令和元年九月一日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月一日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワイドマート ドラッグ&フード 新町店

大分市新町三番二十七号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴田 祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡澤 正章

変更一 代表取締役 山口 聡一

変更二 代表取締役 柴田 祐司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡澤 正章

変更一 代表取締役 山口 聡一

変更二 代表取締役 柴田 祐司

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月一日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日田ショッピングバザール

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
イオンストア九州株式会社

代表取締役 平 松 弘 基

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
有限会社紅屋

代表取締役 加 藤 崇 之
日田市元町十九番十一号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 イオンストア九州株式会社
代表取締役 榎 隆 之

変更後 イオンストア九州株式会社
代表取締役 平 松 弘 基

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 イオンストア九州株式会社
代表取締役 榎 隆 之

変更後 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外四者

変更後 イオンストア九州株式会社

代表取締役 平 松 弘 基
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
外三者

- 4 変更の年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成二十九年五月十七日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和二年三月一日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間
令和二年九月一日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーワイドマート佐伯

佐伯市鶴岡西町二丁目二百四十五番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の所在地

変更前 佐伯市大字稲垣字川田五百七十一番地

変更後 佐伯市鶴岡西町二丁目二百四十五番地

(二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更一 代表取締役 山 口 聡 一

変更二 代表取締役 柴 田 祐 司

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗の所在地

平成二十二年三月二十九日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日

(2) 平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年八月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月一日から令和三年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン挟間ショッピングセンター

由布市挾間町大字北方字下角三十六 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 山 口 聡 一

変更後 代表取締役 柴 田 祐 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 山 口 聡 一

<p>福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号 外九者 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 柴 田 祐 司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号 外六者</p> <p>4 変更の年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成二十六年五月二十二日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 令和元年七月四日</p> <p>二 届出年月日 令和二年八月三日</p> <p>三 関係書類の縦覧 1 縦覧期間 令和二年九月一日から令和三年一月四日まで 2 縦覧場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 四 その他 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。</p> <p>大分県告示第五百号 令和二年九月一日</p>		<p>保安林種</p>		<p>単位区域名</p>		<p>許可できる面積の限度(ヘクタール)</p>	
<p>水源かん養保安林</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>一七九・三五 五〇・八七 二八・〇八 三九・五〇 三二・五九 一一・五九七 一四三・二三 一〇六・八四 三五八・三一 三〇・四四 一四〇・三五 二四・八七</p>	
<p>土砂流出防備保安林</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>〇・一八 〇・〇八 〇・〇八 〇・一八 〇・〇八 〇・〇八 〇・一八 〇・〇八 〇・〇八 〇・一八 〇・〇八 〇・〇八</p>	
<p>土砂崩壊防備保安林</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>〇・一四 〇・〇八 〇・〇八 〇・一四 〇・〇八 〇・〇八 〇・一四 〇・〇八 〇・〇八 〇・一四 〇・〇八 〇・〇八</p>	
<p>防風保安林</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>三・五六 三・五〇 四・〇・八四 三・〇・八 〇・九四 一・〇・〇六</p>	
<p>干害防備保安林</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>山 国 川 地 区 西 国 東 地 区 東 国 東 地 区 別 府 地 区 大 野 川 地 区 大 海 部 地 区 北 匠 川 地 区 日 川 上 流 地 区 玖 珠 川 地 区</p>		<p>三・五六 三・五〇 四・〇・八四 三・〇・八 〇・九四 一・〇・〇六</p>	

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保健保安林	大分北部地区 大分南部地区	番匠川地区 日田地区 玖珠川地区	二四・八〇 一〇・六四 六・九四
-------	------------------	------------------------	------------------------

大分県告示第五百一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

宇佐市大字長洲三千八百三十三番地の一

久保 須恵人

宇佐市大字住江五百六十番地の一

松本 昭和

宇佐市大字長洲四千四百五十六番地の一

渡邊 英敏

2 加入区

宇佐市加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和二年九月一日から同月十五日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 宇佐市大字長洲四千二百六十三番地の四十三
大分県漁業協同組合宇佐支店事務所

大分県告示第五百二号

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定により、瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）のうち大分県海域におけるなまこの採捕のみを目的とする小型機船底びき網漁業（手繰第二種なまここぎ網漁業又は手繰第三種なまこけた網漁業）の許可又は起業の認可の申請期間は、令和二年九月九日から同月二十五日までとする。

なお、当該漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度は、百四隻である。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百三号

令和二年大分県内水面漁場管理委員会告示第二号（こいの持ち出しの制限）に基づく水域の範囲を次のとおり定める。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分川水系の本流、支流及び派流

二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流

三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流

四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流

五 駅館川水系の本流、支流及び派流

六 自見川水系の本流、支流及び派流

七 八坂川水系の本流、支流及び派流

八 大野川水系の本流、支流及び派流

九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池

大分県告示第五百四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百五号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び当該各港を所管する豊後高田土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

五 高田港の(二)概要の表中

一	物揚場	一三三・六メートル	水深二メートル	
---	-----	-----------	---------	--

A-1-1	航路	一、九六〇メートル	水深二メートル	
A-1-2	泊地	九七、〇六三・九九 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 三四六メートル 六四隻分
A-1-3	物揚場	一三三・六メートル	水深二メートル	
A-1-4	泊地	五三〇平方メートル		小型船舶用 五三メートル 三隻分

改める。

十八 日出港の次に次のように加える。

十九 白野港

(一) 所在 豊後高田市

(二) 概要

図面符号	名称	数量	接岸能力	備考
------	----	----	------	----

A-1-1	航路	一九六メートル	水深三メートル	
-------	----	---------	---------	--

A-1-2	航路	三七〇メートル	水深一メートル	
-------	----	---------	---------	--

A-1-3	航路	一六〇メートル		
-------	----	---------	--	--

一 しゅん功認可の年月日

令和二年九月一日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

日本製鉄株式会社

代表取締役 橋本 英二

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字西ノ洲三番及び九番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 日岡三角点(北緯三三度一五分一九秒五八九四、東経一三一度三九分〇一秒七四二六) から二七八度〇九分二九秒、二、七六三・七二九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から七二度二分〇六秒三一〇・六八三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九度五七分一五秒三三七・五七七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一七一度二六分五六秒二三五・一六八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一四七度三四分二六秒三九・六二一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七二度五八分二七秒八一・九四四メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二五二度二〇分五七秒四四八・五五三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から六度〇八分一八秒〇・五三三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から六度四一分一七秒一五・九二七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六度四六分五二秒二〇・〇二九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から六度五四分二六秒二〇・六四七メートルの地点

3 面積

三九、九三七・二五平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和三十七年三月十日指令臨工局第五九三号

五 閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所並びに大分市役所

図面符号	名称	数量	接岸能力	備考
A-1-1-1	航路	二四〇メートル	水深一・五メートル	
A-1-1-1	泊地	一一、七〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二六五メートル 五〇隻分
A-1-1-2	泊地	一〇〇 平方メートル		小型船舶用 一〇メートル 二隻分
A-1-1-3	泊地	一〇〇 平方メートル		小型船舶用 一〇メートル 四隻分
A-1-1-4	泊地	一〇〇 平方メートル		小型船舶用 一〇メートル 一隻分

(三) 図面
図面は、大分県土木建築部港湾課及び豊後高田土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。

(二) 概要
(一) 所在 豊後高田市
二〇 羽根港

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
第三一一号	豊後大野市三重町赤嶺一五三番一五及び一七〇番一二並びに一五四番二の一部	平三・七・三〇	メートル 四・〇〇	メートル 三四・六〇

大分県告示第五百七号
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のとおり定める。
令和二年九月一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領
(指名停止)
第一条 知事は、有資格業者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第四条の規定により知事が同告示第一条に規定する入札参加資格があると認めたる者をいう。以下同じ。）が別表第一から別表第四まで（以下単に「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表及び次条第一項から第四項までに定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
2 知事は、別表第三に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。
3 知事が第一項の指名停止を行ったときは、契約担当者（大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二条第一号に規定する契約担当者）をいう。以下同じ。）

令和二年九月一日

大分県報（告示）

は、物品等の調達、売払い及び役務の提供(以下「物品調達及び役務の提供等」という。)の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第二条 有資格業者が一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の二倍の期間とする。

一 別表に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後一年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

二 別表第二第一号から第三号まで又は第四号から第七号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後三年を経過するまでの間に、それぞれ同表第一号から第三号まで又は第四号から第七号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前二項に規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の二分の一まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第一項に規定する指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の二倍(当該長期の二倍が三十六月を超える場合は三十六月)まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で当該指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第三条 知事は、第一条第一項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(第一

号様式)により、前条第五項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(第二号様式)により、同条第六項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(第三号様式)により、それぞれ当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県の発注した物品調達及び役務の提供等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第四条 契約担当者は、次項に定める場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号及び第五号から第七号までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第五条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る物品調達及び役務の提供等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(不当介入に係る通報の要請)

第六条 契約担当者は、契約の相手方である有資格業者が暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)から不当介入(同法第九条各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を受け、又は受けたおそれがあると認めるときは、当該有資格業者に対し、当該不当介入のおそれについて速やかに警察に通報するよう要請することができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第七条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(委任)

第八条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附則

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 大分県が発注する物品調達及び役務の提供等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑業務)</p> <p>二 大分県と締結した物品調達及び役務の提供等の契約（以下「県締結契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（契約の内容に適合しないものが軽微であると認められる場合を除く。）</p> <p>三 前号に掲げる場合のほか、県締結契約の履行に当たり、当該業務の履行期限内に履行せず履行遅滞となったとき、正当な理由なく検査を行う者等の指示に従わないとき、その他契約に違反し、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (契約違反)</p> <p>四 県締結契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又</p>	<p>当該認定をした日から一月以上六月以内</p> <p>当該認定をした日から一月以上六月以内</p> <p>当該認定をした日から一月以上八月以内</p>

1 この告示は、令和二年十月一日から施行する。
(大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領等の廃止)

2 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成二十六年大分県告示第二百三十七号）及び大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成二十六年大分県告示第二百三十八号）は、廃止する。
(経過措置)

3 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第一条関係）
虚偽記載等及び事故に基づく措置基準

措置要件	期間
------	----

別表第二（第一条関係）

<p>は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>五 県内における物品調達及び役務の提供等の契約で県締結契約以外のもの（以下「一般契約等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた契約の履行関係者事故)</p> <p>六 県締結契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>七 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から一月以上八月以内</p> <p>当該認定をした日から二週間以上六月以内</p> <p>当該認定をした日から二週間以上六月以内</p>
--	---

別表第二（第一条関係）
贈賄・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄・あつせん利得)</p> <p>一 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、大分県の職員に対して行った贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>二 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>三 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反行為)</p> <p>四 県締結契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条又は第八条第一号に違反し、物</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から十二月以上二十四月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から九月以上十八月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内</p> <p>当該認定をした日から十二月以上二十四月以内</p>

<p>品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>五 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第三条又は第八条第一号に違反し、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 県内における業務に関する違反行為</p> <p>ロ イ以外の業務に関する違反行為</p>	<p>当該認定をした日から九月以上十八月以内 当該認定をした日から六月以上十二月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>六 県締結契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>七 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、次に掲げる者の発注する物品調達及び役務の提供等に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 県内の他の公共機関</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から九月以上十八月以内 逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>八 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>九 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）の規定による罰金刑を宣告され、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（第三者委託等）</p> <p>十 委託契約において、契約の履行を契約担当者の承諾を得</p>	<p>当該認定をした日から一月以上九月以内 当該認定をした日から六月以上十二月以内</p>

<p>ることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたとき。</p> <p>（情報の漏えい）</p> <p>十一 県締結契約の履行に当たり、知り得た情報を故意又は過失により第三者に漏らしたと認められるとき（軽微なものと認められる場合を除く。）。</p>	<p>月以上二十四月以内 当該認定をした日から一月以上六月以内</p>
<p>別表第三（第一条関係）</p> <p>暴力団関係者の排除に関する措置基準</p> <p>措 置 要 件</p> <p>有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>一 有資格業者が暴力団関係者であるとき。</p> <p>二 有資格業者が暴力団関係者を使用したとき。</p> <p>三 有資格業者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。</p> <p>四 有資格業者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から十二月以上二十四月以内</p>
<p>別表第四（第一条関係）</p> <p>その他の措置基準</p> <p>措 置 要 件</p> <p>大分県が発注する物品調達及び役務の提供等に関し正当な理由がなく、契約を締結せず、又は契約を履行しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から一月以上九月以内</p>

第1号様式（その1）（第3条関係）

所在地 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印
指名停止通知書			
<p>この度、 よって、物品調達及び役務の提供等について下記のとおり指名停止を行うことにしたので 通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。</p>			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで（ 箇月）
2 指名停止の理由			

第1号様式（その2）（第3条関係）

所在地 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印
指名停止通知書			
<p>この度、 よって、物品調達及び役務の提供等について下記のとおり指名停止を行うことにしたので 通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措 置の詳細について報告されたい。</p>			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで（ 箇月）
2 指名停止の理由			
3 改善措置報告期限	年	月	日

第2号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

殿

大分県知事

印

指名停止期間変更通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行なった旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで（箇月）
- 2 変更後の指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで（箇月）
- 3 変更理由

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

殿

大分県知事

印

指名停止解除通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行なった旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

記

- 1 解除年月日 年 月 日
- 2 解除理由

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和二年八月二十四日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年九月一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三二一人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二〇、六九一人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、一九八人
別府市 三二、三二二人

令和二年九月一日

中津市	二二、九九二人
日田市	一八、一三八人
佐伯市	二〇、三二四人
臼杵市	一〇、九九〇人
津久見市	五、〇五三人
竹田市	六、二四一人
豊後高田市	六、三三七人
杵築市	八、二五四人
宇佐市	一五、六三二人
豊後大野市	一〇、二二三人
由布市	九、五七〇人
国東市・姫島村	八、六七一人
日出町	七、八七三人
九重町・玖珠町	七、〇三六人

○公 告

大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十三条の規定により、令和元年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和二年九月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 情報公開窓口の利用状況

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	七、五〇四	三二六
地区情報コーナー	七一九	九二
合 計	八、二二三	四一八

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考
二七七	法人等を含む。

大分県報（選管委告示・公告）

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

（単位 件）

処理件数	処 理 内 訳		
	公開	一部公開	非公開
四、三四八	一、七二二	二、四二〇	五
		存否応答拒否	〇
		公文書不存	一八二
		適用除外	七
		取下げ	一三

2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳

区 分	処理件数
知 事 会 議	三、四〇一
教 育 委 員 会	七九
公 安 委 員 会	四六〇
警 察 本 部 長	三〇
選 挙 管 理 委 員 会	二八八
監 査 委 員 会	八四
人 事 委 員 会	〇
労 働 委 員 会	〇
収 用 委 員 会	〇
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	〇
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	〇
公 営 企 業 管 理 者	五
病 院 事 業 管 理 者	一
公立大学法人大分県立看護科学大学	〇
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇
大分県住宅供給公社	〇

3 苦情の申出の状況

大分県土地開発公社	計
〇	四、三四八

4 審査請求の状況

区 分	件 数	備 考
審査請求件数	二	前々年度からの継続一件を含む。
処 理 件 数	一	

四 情報提供の状況

1 情報提供申出

区 分	処 理 件 数
情報センター	一、五七六
地区情報コーナー	五〇〇
警察本部窓口	一
合 計	二、〇七六

2 行政資料

区 分	閲 覧	資料提供	貸出し	写し交付
情報センター	三、五七九	一、〇六五	八七	一、七五七
地区情報コーナー	七五	一	一	五二七
警察本部窓口	一	一	一	九
合 計	三、六五四	一、〇六五	八七	二、二九三

3 その他

区 分	インターネット情報	映像情報
その他	〇	〇

（単位 件）

情報センター

七一

一

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第三十六条の規定により、令和元年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和二年九月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 個人情報の開示請求の状況
1 書面による開示請求の件数及び処理状況
(単位 件)

請求件数	処 理 内 訳					
	開示	一部開示	不開示	不存在	適用除外	取下げ
一七九	六七	一五六	一	一一	〇	一

※ 請求のあった一事業を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の計は一致しない。
開示請求件数の実施機関別内訳

区 分	請求件数
知 事 会	二三
議 会	四
教 育 委 員 会	六五
公 安 委 員 会	一
警 察 本 部 長	七八
選 挙 管 理 委 員 会	〇
監 査 委 員 会	二
人 事 委 員 会	六
労 働 委 員 会	〇
収 用 委 員 会	〇

令和二年九月一日

2 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

区 分	試験等の名称	件数
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		〇
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		〇
公 営 企 業 管 理 者		〇
病 院 事 業 管 理 者		〇
公 立 大 学 法 人 大 分 県 立 看 護 科 学 大 学		〇
公 立 大 学 法 人 大 分 県 立 芸 術 文 化 短 期 大 学		〇
合 計		一七九

知 事 会	試験等の名称	件数
	職員採用選考	〇
	現業職員採用選考	二
	准看護師試験	一三
	毒物劇物取扱者試験	二
	登録販売者試験	三一
	クリーニング師試験	二
	製菓衛生師試験	〇
	採石業務管理者試験	〇
	県立工科短期大学校入学試験	九
	職業能力開発校入校選考試験	三四
	技能検定試験	四
	職業訓練指導員試験	〇
	家畜人工授精講習会修業試験	〇
	家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験	〇
	県立農業大学校入学試験	〇

大分県報（公告）

一九

年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、九、二〇〇円とする。

ロ 実技試験の三級を受けようとする在校者（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一二、一〇〇円とする。

ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

令和二年十二月四日（金）から令和三年二月二十一日（日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和二年十一月二十七日（金）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。

ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

検 定 職 種	実 施 期 日
一級及び二級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工 三級 電気機器組立て、配管	令和三年一月二十四日（日）
特級 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形 一級及び二級 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 三級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、造園 単一等級 バルコニー施工	令和三年一月三十一日（日）
一級及び二級 舞台機構調整	令和三年二月三日（水）
一級及び二級 金属ばね製造、半導体製品製造、建築大工、かわらぶき、樹脂接着材注入施工、塗装、ロープ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、広告美術仕上げ 三級 建築大工、機械検査	令和三年二月七日（日）
三級 機械加工、電子機器組立て、フラワー装飾	令和三年二月十一日（木）
一級及び二級 造園、プラスチック成形、石材施工、建築板金、ブロッタ建築、フラワー装飾	令和三年二月十四日（日）

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

令和二年十月五日（月）から同月十六日（金）まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、令和三年三月十九日（金）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛て書面で通知する。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、令和三年三月十九日（金）に本人宛て書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

(一) 技能検定合格証書

特級、一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和二年九月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村振興総合整備事業 (農道整備) (白杵地区)	平二二・七・三一	平三〇・一一・一四
県営農村振興総合整備事業 (暗渠排水) (白杵地区)	平二七・一〇・六	平三〇・三・二七
県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (白杵地区田井ヶ迫工区)	平二二・六・二六	平二四・三・八
県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (白杵地区芝尾工区)	平二二・六・二九	平二四・三・二七
県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備)	平二〇・九・二三	平二一・六・八

令和二年九月一日 大分県報（公告）	県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (臼杵地区堤内工区)	平二二・六・二五	平二四・三・八	(農業用排水施設整備) (臼杵地区井村前田工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区搔懐工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区左津留工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区立目・六反田工区) 県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (臼杵地区立目・六反田工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区家野・嶽谷工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区江無田一・二工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区下末広・木ヶ畑工区) 県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区新田工区) 県営農村振興総合整備事業	平二五・一二・二六	平二七・三・二七
	県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (臼杵地区木ヶ崎・越崎工区)	平二〇・一〇・七	平二四・二・二〇		平二六・一〇・二 平二七・一・七	
	県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (臼杵地区山路・高須工区)	平二一・七・一四	平二四・四・二六		平二七・九・九 平二八・二・五	
	県営農村振興総合整備事業 (ほ場整備) (臼杵地区立目・六反田工区)	平二四・一・一八	平二七・三・二七		大分県知事 広 瀬 勝 貞 令和二年九月一日	
	県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区)	平二三・二・二五	平二八・六・三〇		一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所 大分県知事 広 瀬 勝 貞	
	県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区)	平二三・二・二五	平二八・六・三〇		二 通知の要旨 令和二年八月十一日付け大分県告示第四百五十一号により行った森林法第二十九条の規定による通知	
	県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区)	平二七・九・一五	平二八・六・三〇		田代 勘二郎 中津市役所	
	県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区)	平二七・三・三二	平二八・一・二九		所在の不明な者の氏名 揭示場所	
	県営農村振興総合整備事業 (農業用排水施設整備) (臼杵地区)	平二五・一〇・二二	平二八・二・二二		所在の不明な者の氏名 揭示場所	
	県営農村振興総合整備事業	平二八・二・二二	平二八・二・二二		所在の不明な者の氏名 揭示場所	